

平成23年第4回太良町議会（定例会第3回）会議録（第1日）						
招集年月日	平成23年9月9日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時及び宣告	開会	平成23年9月9日	9時28分	議長	末次利男	
	散会	平成23年9月9日	10時07分	議長	末次利男	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席12名 欠席0名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	田川浩	出	7番	牟田則雄	出
	2番	江口孝二	出	8番	川下武則	出
	3番	所賀廣	出	9番	見陣泰幸	出
	4番	末次利男	出	10番	久保繁幸	出
	5番	山口嚴	出	11番	坂口久信	出
	6番	平古場公子	出	12番	下平力人	出
会議録署名議員	5番	山口嚴	6番	平古場公子	7番	牟田則雄
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 寺田恵子		(書記) 針長俊英			
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長 副町長 教育長 総務課長 企画商工課長 財政課長 町民福祉課長 健康増進課長	岩島正昭 永淵孝幸 陣内碩泰 每原哲也 岡靖則 大串君義 桑原達彦 松本太	環境水道課長 農林水産課長 税務課長 建設課長 学校教育課長 太良病院事務長 代表監査委員	土井秀文 新宮善一郎 藤木修 川崎義秋 野口士郎 井田光寛 野中秋吉		
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成23年9月9日（金）議事日程

開 会（午前9時30分）

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 議案一括上程
 - 町長提案 報告第3号
 - 議案第33号～議案第53号
 - 諮問第3号
 - 町長の提案理由の説明

午前9時28分 開会

○議長（末次利男君）

皆さんおはようございます。

平成23年9月の定例会の招集告示に基づき応招出席のお知らせをいたしましたところ、議員各位には公私ともに大変御多用の中、御出席いただき厚くお礼申し上げます。

今定例会は任期満了に伴う改選後初の定例議会になりますので、一言申し上げます。

地方分権改革により地方公共団体の自己責任と自己決定の範囲が一層拡大していく中で、二元代表制の一翼を担う議事機関としての議会は、政策立案、行政の監視機能など、町民に対してわかりやすく、責任ある議会活動が求められております。少子・高齢化、安全・安心の確保、地域産業の振興など課題が山積している中で、町政にかかわる者としてこれらの課題に取り組み、自立したまちづくりを進める責任はますます重くなっております。豊かなまちづくりの実現と公正で民主的な町政の発展に一層の御協力を願ひまして、ごあいさついたします。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

ただいまから平成23年第4回太良町議会定例会第3回を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議案集の2ページに議事日程がございますので、ごらん願います。

本日の議事を議事日程表どおり進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（末次利男君）

日程第1. 会議録署名議員の指名について、会議規則第114条の規定により本会期の署名議員として5番山口君、6番平古場君、7番牟田君、以上3君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（末次利男君）

日程第2. 会期の決定についてを議題といたします。

表紙の次の1ページをごらん願います。

本会期案につきましては、去る9月6日、議会運営委員会を開催しまとめたもので、本日から9月20日までの12日間といたしております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、会期は案どおり、本日から9月20日までの12日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（末次利男君）

日程第3. 諸般の報告について、議長より報告いたします。

会議規則第116条の規定により、6月定例会から今定例会までに派遣した議員については、議案集の提出議案目録の次、議員派遣の報告のとおりでございます。

次に、監査委員より6月定例会から今定例会までに実施された例月出納検査、随時検査等の監査結果報告がなされております。お手元に報告書の写しを配付しておりますので、後でござんください。

以上、諸般の報告を終わります。

日程第4 議案一括上程

○議長（末次利男君）

日程第4. 議案の上程。町長提案の報告第3号、議案第33号から議案第53号、諮問第3号を一括上程いたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

○町長（岩島正昭君）

皆さんおはようございます。

平成23年第3回定例議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては元気な姿で、しかも全員の御出席を賜りありがとうございます。

それでは、報告第3号から順を追って提案理由を説明させていただきます。

報告第3号は、平成22年度太良町一般会計継続費精算報告についてでございます。

公会計システム構築事業を平成21年度と平成22年度の2カ年継続事業として実施し、平成22年度で事業を完了いたしましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づき報告をいたします。

精算報告書をごらんください。

公会計システム構築委託料に係る継続費の全体計画は、総額1,349万6,000円、実績額も同額の1,349万6,000円で、計画どおり予算を執行いたしました。

次に、議案第33号は、太良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

佐賀県が産前休暇を6週間から8週間へ改正したことに伴い、太良町においても同様の改正を行うものでございます。

次に、議案第34号は、職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

太良町は現在、東日本大震災被災地への宮城県気仙沼市へ県の要請でこの4月から順次職員を派遣しているところでございます。派遣職員の旅費については、派遣する職員の所属する市町が負担することになっておりますが、今回は宿泊場所が体育館や学校などであり、宿泊代が必要でないため宿泊料は支給しておりません。しかし、佐賀県が県派遣職員については宿泊料は支給しないが、夕食代相当分を支払うという措置をとったため、他の市町村と同様、太良町といたしましても夕食代相当分を派遣職員に支給する意向であります。職員の旅費に関する条例の中に支給根拠となる規定がございませんので、今回食卓料を追加する改正を行い、支給根拠を明確にし、該当職員に支給したいと考えております。

次に、議案第35号は、町長及び副町長の諸給与条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

東日本大震災に係る被災地支援のため、職員の旅費に関する条例を改正することに準じ、今回食卓料を追加したものでございます。

次に、議案第36号は、太良町税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るため、地方税法等の一部を改正する法律が平成23年6月30日に公布されたことに伴い、太良町税条例の一部を改正するものでございます。

主な改正項目は、町税における罰則規定と個人住民税の課税の特例に関する規定の見直しでございます。

まず、町税における罰則規定の見直しにつきましては、昭和56年以来見直されていなかった国税の罰則について、社会経済状況の変化に対応し、税制への信頼の向上を図る観点から、平成22年度と23年度に改正、強化されることに伴い、町税についても同じく均等を図ることとされ、町税の各税目における不申告に関する過料の規定について、現行の3万円から一律10万円へ引き上げるものでございます。

次に、個人住民税の課税の特例に関する規定の見直しにつきましては、3点の改正でございます。

第1点目が、肉用牛の売却による農業所得に係る所得割の課税の特例について、免税対象

飼育牛の売却頭数要件の上限を現行の年間2,000頭から同1,500頭に引き下げ、免税対象牛の対象範囲から売却価格80万円以上の交雑種を除外する見直しを行った上で、適用期限を3年延長し、平成25年度分以後の個人住民税に適用するものでございます。

第2点目は、上場株式等の配当、譲渡所得等に係る町民税の1.8%軽減税率につきましては、平成23年末までで終了し、3%の本則税率とすることとされていますが、景気回復への配慮から平成25年末まで2年間延長するものでございます。

第3点目は、第2点目の軽減税率の延長に伴い、この特例措置の終了と同時に実施することとされていた非課税口座内少額上場株式等の配当、譲渡所得等の非課税措置の導入時期について、同じく2年間延長するものでございます。

以上、所要の改正を行うものでございます。

議案第37号は、太良町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

東日本大震災を機に、災害弔慰金の支給に関する法律の一部が改正され、災害弔慰金を受け取れる遺族の範囲に兄弟姉妹が追加されたため、それに伴い太良町災害弔慰金の支給等に関する条例を同様に改正するものでございます。

次に、議案第38号は、平成22年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

平成22年度の決算状況につきましては、決算書にそれぞれ詳しく記載しておりますが、まず決算書の203ページ、実質収支に関する調書をごらんください。203ページです。

平成22年度の歳入歳出決算額は、歳入総額58億8,035万7,000円、歳出総額57億5,543万2,000円、歳入歳出差し引き額1億2,492万5,000円となっております。この差額につきましては、翌年度に繰越明許費繰越額として3,801万3,000円を繰り越し、財政調整基金積立金に4,400万円、残りを翌年度繰越金として4,291万2,000円の財政措置をいたしております。

次に、財産関係について御説明をいたします。

322ページをごらんください。

平成22年度末の土地及び建物で、土地の面積は1,628万3,913平方メートル、建物の延べ面積は5万6,276平方メートル、うち木造が4,952平方メートル、非木造が5万1,324平方メートルとなっております。

出資金につきましては、324ページをごらんください。

平成22年度末の出資に関する権利の現在高は、9,136万9,000円となっております。

有価証券につきましては、平成22年度末で5万円となっております。

物品につきましては、325ページから327ページにそれぞれ記載をしておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

基金につきましては、328ページをごらんください。

平成22年度末の基金積立金の状況は、一般会計で44億2,862万3,000円、特別会計では国民健康保険給付費基金が42万円、山林育成基金が2億4,868万5,000円、簡易水道事業基金が2,045万4,000円、一般会計と特別会計の合計では、46億9,818万2,000円となっております。

また、定額運用基金の運用状況につきましては、329ページに記載しておりますので、後ほどごらんください。

平成22年度一般会計決算につきましては、以上でございます。

次に、議案第39号は、平成22年度太良町山林特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

平成22年度の決算の概要につきましては、決算書の218ページをごらんください。

歳入総額1億9,071万3,000円、歳出総額1億8,801万5,000円、歳入歳出差し引き額269万8,000円となっております。この差し引き額につきましては、翌年度繰越金として財政措置をいたしております。

次に、議案第40号は、平成22年度太良町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてあります。

平成22年度の決算の概要につきましては、決算書の233ページをごらんください。

歳入総額330万円、歳出総額234万4,000円、歳入歳出差し引き額95万6,000円となっております。この差額につきましては、平成22年度太良町老人保健特別会計の廃止に伴い、一般会計への収入として財政措置をいたしております。

次に、議案第41号は、平成22年度太良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

平成22年度の決算の概要につきましては、決算書の248ページをごらんください。

歳入総額1億539万8,000円、歳出総額1億344万6,000円、歳入歳出差し引き額195万2,000円となっております。この差額につきましては、翌年度繰越金として財政措置をいたしております。

次に、議案第42号は、平成22年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

平成22年度の決算の概要につきましては、決算書の291ページをごらんください。

歳入総額16億7,165万7,000円、歳出総額16億5,945万4,000円、歳入歳出差し引き額1,220万3,000円となっております。この差額につきましては、翌年度繰越金として財政措置をいたしております。

次に、議案第43号は、平成22年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

22年度の決算の概要につきましては、決算書の304ページをごらんください。

歳入総額5,076万5,000円、歳出総額4,451万1,000円、歳入歳出差し引き額625万4,000円と

なっております。この差額につきましては、全額翌年度へ繰越金として財政措置をいたしております。

次に、議案第44号は、平成22年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

平成22年度の決算の概要につきましては、決算書の321ページをごらんください。

歳入総額7,617万1,000円、歳出総額6,769万3,000円、歳入歳出差し引き額847万8,000円となっております。この差額につきましては、基金積立金に430万円、残り417万8,000円を翌年度繰越金として財政措置をいたしております。

次に、議案第45号は、平成22年度太良町水道事業会計決算の認定についてでございます。

平成22年度の決算の概要につきましては、決算書の1ページをごらんください。

事業収益5,783万4,344円、事業費5,089万3,964円、当年度の差し引き694万380円でありませす。

資本的支出については、2ページをごらんください。

資本的支出1,484万8,550円で、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,484万8,550円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補てんをいたしております。

次に、議案第46号は、平成22年度町立太良病院事業会計決算の認定についてであります。

平成22年度の決算の概要につきましては、決算書の1ページをごらんください。

まず、収入については、第1款. 病院事業収益が8億48万7,537円、第2款. 訪問看護ステーション事業収益が2,213万4,238円、第3款. 介護保険事業収益が4,846万7,846円で、収入合計8億7,108万9,621円となっております。

次に、支出について2ページをごらんください。

第1款. 病院事業費が7億7,725万7,700円、第2款. 訪問看護ステーション事業費用が2,358万8,793円、第3款. 介護保険事業費が4,115万1,686円で、支出合計が8億4,199万8,179円となっており、差し引き2,909万1,442円の黒字決算となりました。

次に、資本的収入及び支出であります、決算書の3ページをごらんください。

まず、支出のほうから申し上げます。

第1款. 資本的支出の第1項建設改良費は、総額1,853万1,488円を執行しております。次に、第2項企業債償還金として3,921万1,465円を支払っております。これらに対する財源といたしましては、収入の第1款. 資本的収入の第1項一般会計からの出資金3,640万3,000円、第2項国庫補助金280万8,000円を充当し、不足分の1,697万303円につきましては過年度分損益勘定留保資金で補てんいたしております。

次に、議案第47号は、平成23年度太良町一般会計補正予算（第2号）についてございま

す。

今回の補正予算では、歳入歳出それぞれ1億4,498万4,000円を追加し、補正後の予算総額を52億6,546万9,000円とするものでございます。

それでは、歳出の主なものから御説明をいたします。

補正予算書の17ページをごらんください。

企画財政管理費の修繕料69万4,000円は、太良町サインの張りかえを、工事請負費の260万円は太良町サインの移転工事費を計上いたしております。

地域づくり事業費補助金50万円の追加補正は、当初予算を上回る補助金申請がありましたので、審査を行い、不足する額を追加計上いたしております。

下水道等事業基金費の625万4,000円は、漁業集落排水特別会計繰入金を積み立てておりません。

19ページをごらんください。

社会福祉総務費の災害時要援護者支援システム設置委託料475万円は、災害時に自力での避難が困難な高齢者や障害者などの把握を容易にするため、名簿の管理を支援するソフト等の整備費用で、全額県の補助金で対応をいたしております。

老人福祉総務費の地域共生ステーション防災対策整備事業費補助金160万円は、地域共生ステーションのスプリンクラー整備費に対する補助金でございます。

心身障害者福祉総務費の多目的トイレ新設工事設計委託料49万円と工事請負費の多目的トイレ新築事業830万円は、障害者のスポーツ競技等への参加機会の増加と社会参加の推進に寄与するという目的で設置するもので、県の補助金800万円を充当いたしております。

次のページをごらんください。

火葬場建設費の工事請負費1,200万円は、旧火葬場の解体整備等に係る追加補正で、地元地区との協議をした事業内容に変更し、不足する事業費を追加補正をいたしております。

次のページをごらんください。

農地費の農地基盤整備事業費補助金1,200万円の追加補正は、当初見込みを上回る申請がございましたので、不足する予算額を追加補正し、うち補正額の一部に県の並行在来線沿線地域特別助成金200万円を新たに充当いたしております。

林業振興費の森林を守る交付金600万円は、作業路網の舗装事業に対する交付金であります。

23ページをごらんください。

道路新設改良費の補償金600万円は、町道改良の電柱移転に係る補償金を追加補正をいたしております。

工事請負費600万円の減額は、辺地対策事業として行っている町道里・板ノ坂線の改良事業費の不用見込み額を減額をいたしております。

住宅総務費の住宅リフォーム緊急助成事業費補助金840万円は、経済対策を目的に行うもので、県内事業者が施工する50万円以上の住宅リフォームに対し補助金を交付するもので、財源につきましては全額県の補助金を活用いたしております。

次のページをごらんください。

非常備消防費の消防団員公務災害補償組合負担金1,140万円は、東日本大震災による消防団員の死者、行方不明者に対する補償金支払いのため、今年度限りの措置として負担金が引き上げられたことによる追加補正でございます。

消防施設費の工事請負費102万円と原材料費27万1,000円は、消火栓移設及び新設工事に係る補正でございます。同じく消防施設費の消防施設整備費補助金331万3,000円は、中畑、亀ノ浦、竹崎、今里の各地区の防火水槽改修工事費に対する補助金を計上いたしております。

26ページをごらんください。

農地等災害復旧費2,370万円は、6月と8月の豪雨により農地31カ所、施設5カ所、計36カ所が被災したので、工事請負費などの災害復旧費を補正計上いたしております。

林道災害復旧費1,128万1,000円についても、8月の豪雨により林道多良岳横断線ほか1路線、計2路線が被災したもので、工事請負費などの災害復旧費を補正計上いたしております。

次のページをごらんください。

道路橋梁費等災害復旧費1,964万円についても、8月の豪雨により町道9カ所が被災したので、補正計上いたしております。

次に、歳入について御説明いたします。

分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金、漁業集落排水特別会計繰入金や地域づくり事業基金繰入金などの繰入金、諸収入、町債の災害復旧などの補正は、歳出事業費の特定財源として補正計上いたしております。

11ページをごらんください。

普通交付税4,681万7,000円は、今回の一般会計補正予算で不足する財源の調整額として計上いたしております。

6ページをごらんください。

第2表の地方債補正では、農地等災害復旧事業費等に係る現年補助災害復旧事業債1,090万円を追加し、道路改良事業につきましては事業費の減額に合わせ600万円の補正減を行っております。

臨時財政対策債につきましては、起債額が確定したので、285万3,000円の減額補正をいたしております。

一般会計につきましては、以上でございます。

次に、議案第48号は、平成23年度太良町山林特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入について説明をいたします。

6ページをごらんください。

繰越金239万8,000円の増額補正は、前年度繰越金の確定に伴うものでございます。

歳出については、7ページをごらんください。

積立金105万円、及び予備費134万8,000円の増額補正につきましても、歳入と同じく前年度繰越金の確定に伴うものでございます。

次に、議案第49号は、平成23年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入について御説明をいたします。

6ページをごらんください。

繰越金195万1,000円の増額補正は、前年度繰越金の確定によるものでございます。

保険料還付金12万円の増額補正は、過年度分の過誤納付等によるものであります。

歳出については、7ページをごらんください。

保険料還付金12万円の増額補正は、過年度分の保険料還付に伴うものでございます。

繰出金195万1,000円の増額補正は、過年度分の精算によるものでございます。

次に、議案第50号は、平成23年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入について御説明をいたします。

8ページをごらんください。

国庫負担金、療養給付費負担金4,288万8,000円の減額補正、及び9ページの前期高齢者交付金4,807万6,000円の増額補正は、交付決定によるものでございます。

10ページをごらんください。

繰越金1,220万1,000円の増額補正は、前年度繰越金の額の確定によるものでございます。

歳出については、13ページをごらんください。

後期高齢者支援金1,717万9,000円の減額補正は、決定通知によるものでございます。

14ページをごらんください。

老人保健医療費拠出金の127万5,000円、及び15ページの介護納付金2,046万1,000円の減額補正、並びに高額医療費拠出金295万5,000円の増額補正につきましても、決定通知によるものでございます。

16ページをごらんください。

国庫支出金返還金1,441万5,000円の増額補正は、平成22年度国民健康保険療養給付費の実績に伴う返還金でございます。これらの財源につきましては、予備費で対応をいたしております。

次に、議案第51号は、平成23年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第2号）につい

てでございます。

7ページをごらんください。

一般会計繰出金625万3,000円は、前年度繰越金を一般会計へ繰り出すための予算措置でございます。

次に、議案第52号は、平成23年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

6ページをごらんください。

繰越金359万3,000円の増額補正は、前年度繰越金の補正でございます。なお、増額分につきましては予備費で調整をいたしております。

次に、議案第53号は、平成23年度町立太良病院事業会計補正予算（第1号）についてでございます。

3ページをごらんください。

資本的支出、建設改良費、請負工事費33万9,000円は、医師住宅にカーポート及び倉庫を設置する工事に係る増額補正でございます。これらの財源といたしましては、一般会計出資金と損益勘定留保資金を充当いたしております。

次に、諮問第3号は、人権擁護委員の候補者の推薦についてでございます。

本案は、現人権擁護委員の大野啓子氏が平成23年12月31日をもって任期満了となりますので、後任として太良町大字糸岐3421番地、中島康子氏、昭和36年6月1日生まれを人権擁護委員の候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものでございます。

以上で終わります。

○議長（末次利男君）

町長の提案理由の説明は終わりました。

これをもって本日の議事日程を終了いたしましたので、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時7分 散会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 末 次 利 男

署名議員 山 口 嚴

署名議員 平古場 公 子

署名議員 牟 田 則 雄